

新築住宅を供給する事業者の方への 大切なお知らせ

香川県版

住宅瑕疵担保履行法 基準日ににおける届出手続

～特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律～

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、
新築住宅を引き渡した事業者は、
毎年3月31日および9月30日の基準日ごとに
届出手続を行うことが必要となります。



Start

住宅瑕疵担保履行法の流れについて

免許を受けた宅地建物取引業者または許可を受けた建設業者である

YES

平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡している

YES

引き渡した相手が宅地建物取引業者以外である

YES

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置（保険
への加入または保証金の供託）が必要です

NO

届出手続は
必要ありません

NO

届出手続は
必要ありません

届出手續が必要です

□届出書

□引渡し物件一覧表

□保険契約締結証明書または供託書の写し

(供託の場合)

届出手續に
必要な書類

毎年2回の届出手続の流れ"のポイント

住宅瑕疵担保履行法では、平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者または宅地建物取引業者は、資力確保措置（保険への加入または供託）の状況について、行政庁に報告することが義務づけられています。

“届出手続の流れ”のポイント（資力確保措置についてすべて保険加入の場合）

準備

保険証券の発行

住宅の完成後、発注者等への引渡し前に、保険申込みを行つた保険法人へ保険証券発行申請を行い、保険証券および発注者等向けの証明書は、必ず発注者等に交付してください。

1 および明細の確認

保険に加入している場合、基準日後に保険法人から「保険契約締結証明書」および「明細」が送付されます。これらの書類の記載内容を必ず確認ください。記載内容に間違いがある場合は、速やかに保険法人にご連絡ください。



届出手續の作成

保険契約締結証明書および明細の記載内容をもとに届出手書を作成してください。
なお、届出手書の様式は、国土交通省HPからダウンロードすることができます。
届出手書および届出添付書類（保険契約締結証明書、引渡し物件一覧表）を揃えて次ページの届出先へ渡し物件一覧表）を揃えて次ページの届出先へ



2

届出手書(記載例)

第一号様式（第五条関係）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成22年4月1日	記入する日付を記載
○○県 知事 殿	許可・免許行政
○○建設株式会社	届出時の許可番号
〒000-0000	郵便番号
主たる事務所の所在地○○県○市○町○丁○番地○▲ビル○階	商号又は名称
氏名（法人にあっては、代表者の氏名）○○○○印	電話番号 000-000-0000
○○建設株式会社	ファクシミリ番号 000-000-0000

平成22年3月31日までは
9月30日と記載

記

1 基準日	平成22年3月31日
2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について (すべて保険のため省略)	
3 のうち、住宅瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅 のうち、住宅瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅	

住宅瑕疵担保責任保険法人名 ■■■■保証	記入欄
保険法人名および当該保険法人と 保険契約を締結した戸数を記載	記入欄
合計戸数 10	記入欄
4 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に 記載の内容を確認、(内容に間違いがあれば保険法人へご連絡ください)	記入欄
戸数を確認	記入欄
印	記入欄

3 行政庁への届出

裏表紙をご覧ください

4 届出期間は 基準日から3週間以内

裏表紙をご覧ください

届出手續の作成

保険契約締結証明書および明細の記載内容をもとに届出手書を作成してください。
なお、届出手書の様式は、国土交通省HPからダウンロードすることができます。
届出手書および届出添付書類（保険契約締結証明書、引渡し物件一覧表）を揃えて次ページの届出先へ

（A 4）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成22年4月1日	記入する日付を記載
○○県 知事 殿	許可・免許行政
○○建設株式会社	届出時の許可番号
〒000-0000	郵便番号
主たる事務所の所在地○○県○市○町○丁○番地○▲ビル○階	商号又は名称
氏名（法人にあっては、代表者の氏名）○○○○印	電話番号 000-000-0000
○○建設株式会社	ファクシミリ番号 000-000-0000

平成22年3月31日までは
9月30日と記載

記

1 基準日	平成22年3月31日
2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について (すべて保険のため省略)	
3 のうち、住宅瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅 のうち、住宅瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅	

住宅瑕疵担保責任保険法人名 ■■■■保証	記入欄
保険法人名および当該保険法人と 保険契約を締結した戸数を記載	記入欄
合計戸数 10	記入欄
4 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に 記載の内容を確認、(内容に間違いがあれば保険法人へご連絡ください)	記入欄
戸数を確認	記入欄
印	記入欄

届出手續の作成

保険契約締結証明書および明細の記載内容をもとに届出手書を作成してください。
なお、届出手書の様式は、国土交通省HPからダウンロードすることができます。
届出手書および届出添付書類（保険契約締結証明書、引渡し物件一覧表）を揃えて次ページの届出先へ

（A 4）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成22年4月1日	記入する日付を記載
○○県 知事 殿	許可・免許行政
○○建設株式会社	届出時の許可番号
〒000-0000	郵便番号
主たる事務所の所在地○○県○市○町○丁○番地○▲ビル○階	商号又は名称
氏名（法人にあっては、代表者の氏名）○○○○印	電話番号 000-000-0000
○○建設株式会社	ファクシミリ番号 000-000-0000

平成22年3月31日までは
9月30日と記載

記

1 基準日	平成22年3月31日
2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について (すべて保険のため省略)	
3 のうち、住宅瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅 のうち、住宅瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅	

住宅瑕疵担保責任保険法人名 ■■■■保証	記入欄
保険法人名および当該保険法人と 保険契約を締結した戸数を記載	記入欄
合計戸数 10	記入欄
4 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に 記載の内容を確認、(内容に間違いがあれば保険法人へご連絡ください)	記入欄
戸数を確認	記入欄
印	記入欄

3

行政庁への届出

香川県知事の許可・免許を受けている場合は、香川県に届出手続をしてください。
国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、四国地方整備局に届出手続をしてください。

【届出方法および問い合わせについて】

許可・免許 業者種類	届出先	届出方法	連絡先問い合わせ先
建設業者 香川県知事	香川県土木部土木監理課 建設業グループ	本庁担当課へ 持参又は郵送	087-832-3507 〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10
宅地建物 取引業者 香川県知事	香川県土木部住宅課 総務・宅地建物指導グループ	本庁担当課へ 持参又は郵送	087-832-3582 〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10
国土交通 大臣 香川県知事	建設業者 宅地建物 取引業者 国土交通省 建設産業課 計画・建設 政策部 四国地方整備局	郵送又は 持参(窓口提出)	087-851-8061 〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

4

届出期間は基準日から3週間以内です。

届出手續は毎年「4月1日から21日※」および「10月1日から21日※」に行なうことが必要です。
期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることとなります。

作成・問い合わせ先

○国土交通省住宅局住宅課生産課住宅瑕疵担保対策室／総合政策局建設業課・不動産業課 (電話) 03-5253-8111 (代表)
URL:<http://www.mlit.go.jp> (HPトップのトピックス内「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー」をご覧ください。)

○都道府県連絡先：香川県土木部住宅課・土木監理課
(電話) 087-831-1111